

**自立支援医療(精神通院医療)の  
自己負担上限額が月額 20,000 円となっている方へ  
経過的特例の延長のお知らせ**

**★平成24年3月31日まで経過的特例として実施されていた制度が平成27年3月31日まで延長されました★**

現在の自立支援医療制度(精神通院医療)において、一定以上の所得の世帯に属し「重度かつ継続」に該当する場合は、負担上限額が月額 20,000 円となっています。この取扱いは、平成24年3月31日までとされていましたが、政令改正により平成27年3月31日まで延長となりました。

**●今後の取り扱いについて●**

現在お持ちの受給者証の有効期間をご確認ください。

1. 受給者証の有効期間の始期が平成23年5月1日以降の方について

○現在お持ちの受給者証の有効期間については、平成24年3月31日までと期間を短縮して交付しているため、後日、**有効期間を始期から1年間とした受給者証を再発行**します(再発行に係る手続きは必要ありません)。なお、再発行した受給者証は、平成24年4月1日から使用してください。

○新しい受給者証がお手元に届く時期は、3月下旬頃になる予定です。

○新しい受給者証がお手元に届きましたら、現在お持ちの受給者証はご自分で破棄してください。

2. 受給者証の有効期間が平成23年4月1日から平成24年3月31日の方  
について

○**継続の申請を行うことができるようになりました**のでお住まいの市町村へ申請してください。

●お問い合わせ●…不明な点がございましたら、お住まいの市町村の  
自立支援医療(精神通院医療)担当課へご相談ください。